

平成28年1月15日

財務大臣
麻生 太郎 殿

参議院議員 松 沢 成 文



要 望

今般、日本たばこ産業株式会社（以下、「JT」という。）は、インターネット上に「ちょっと一服ひろば」というウェブサイト（<http://1puku.jp>）を開設し、同ウェブサイトに関連者の喫煙を促進させるような様々なコンテンツを設け、広告活動を行っている。一例を挙げると、「一服シーンが光る名作映画をもう一度」というコーナーでは、著名映画評論家が、有名映画の喫煙シーンを、親しみやすいイラストとともに喫煙に憧憬を抱かせるような内容で肯定的に紹介し、また、「一服しながらゲームにチャレンジ!」というコーナーでは、ゲームをクリアすると喫煙することができる仕組みで、ゲームをクリアした達成感と喫煙をリンクさせるようにしている。そのうえ、同ウェブサイトは、冒頭において満20歳以上か否かを自己申告させるのみであり、未成年者であっても容易に閲覧することができる。

この点、たばこ事業法第40条第2項に基づく「製造たばこに係る広告を行う際の指針」（平成16年財務省告示第109号）は、たばこ広告について、「幅広く積極的に喫煙を勧めるような広告内容や広告方法等を避けること」（同指針一（3））としており、未成年については特に喫煙防止への配慮を求め（同指針一（1））、インターネット等における広告は、「成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わないこと」（同指針二（1））と規定している。また、たばこ広告以外の喫煙を促進させるような販売促進活動等に関しても、「本指針の趣旨を踏まえて配慮すること」を求めている（同指針一（4））。

「ちょっと一服ひろば」の内容は、まさに同指針一（3）が禁止する「幅広く積極的に喫煙を勧めるような」内容となっており、また、未成年者であっても容易に閲覧できる仕組みとなっている点や、イラスト・ゲームなど特に未成年者に親和性の高いコンテンツを設けている点は、同指針一（1）及び二（1）に明確に違反している。また、JTは、日刊紙（日刊ゲンダイ）にも、「ちょっと一服ひろば」の広告を掲載しており、かかる行為は同指針二（2）に違反するおそれもある。以上のようなJTの同指針違反は、国民の健康を守る観点からも未成年者保護の観点からも到底看過することはできない。

よって、財務大臣におかれては、たばこ事業法第40条第3項に基づき、JTに対して、同指針違反を是正するために必要な勧告を行うよう強く要望する。